

## 紛争研究パラダイムの再構成へ向けて

和田, 仁孝  
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/2021>

---

出版情報 : 法政研究. 61 (3/4下), pp.645-674, 1995-03-20. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 紛争研究パラダイムの再構成へ向けて

和田 仁 孝

- 一 紛争研究のふたつの潮流と背景
- 二 紛争パラダイム批判の理論枠組み——「言説的構造」と「関係的实践」——
  - (一) 秩序と紛争の再帰的融合性
  - (二) 言説的構造の支配と抵抗
  - (三) 関係的实践と主体
  - (四) 紛争パラダイム批判と克服の方向
- 三 紛争処理機関研究の諸前提の批判的検討
- 四 言説構造の支配と「紛争処理機関研究」の方向

## 一 紛争研究のふたつの潮流と背景

紛争研究は、法社会学という学問分野における主要な研究領域のひとつとして、日本においてもアメリカにおいても最も精力的に研究がなされてきたテーマである。一方で「構造機能主義パラダイムの衰退に伴う闘争や過程への関心の高まり」という、社会学・人類学等の諸分野における理論変容の動きを受けて、また他方で世界的に隆盛となった裁判外紛争処理機関設置への動きに刺激されて、紛争研究はまさに法社会学の中心テーマのひとつとしての位置を獲得してきたのである。さらにまた、法律学プロパーが、視点こそ違え紛争の法的処理に直接関わる学問分野であることは、それと密接に関わる法社会学的紛争研究の展開とその内容にも多大の影響を与えてきたと言ってよい。とりわけ法社会学が法学部内の一分野として認識され、その研究者の大半が法学部出身者で構成されている我が国の場合、こうした傾向はより強いと言つてよいであろう。

これら様々な方向からの刺激・影響を受けつつ発展してきたことにより、紛争研究内部にも多様な志向性を内包した研究傾向の分岐が見られる。最も大きな分岐は、法律学プロパーの関心をバックグラウンドとして政策的・規範的関心に従つてなされることが多い「紛争処理 (Dispute Processing) 機関研究」と、基本的には社会過程の経験的・認識的関心を背景に展開される「紛争過程 (Dispute Process) 研究」の区分である<sup>①</sup>。もちろん、両者は画然と区別され得るわけではないし、それぞれの内部にも政策志向的傾向と認識志向的傾向に関し濃淡の多彩なグラデーションが存在していることは言うまでもないが、本稿の関心に沿った区分としてはこれで十分である。なお英語では Dispute Processing と Dispute Process の観念的相違は鮮明であるが、我が国では総称的に「紛争処理」の語が用い

られることが多いため、ここでは含意をより鮮明にするため Dispute Process に関する研究を「紛争過程研究 (分析)」「Dispute Processing に関する研究を「紛争処理機関研究」と呼んでおくことにする。もちろん、後者は制度化された「機関」の研究に限定するという意味ではなく、Processing 研究の典型が機関研究と考えられるからであり、「処理」志向的なその他の研究も含むことをお断りしておきたい。

まず「紛争処理機関研究」は、典型的には特定紛争処理方式・機関 (たとえば訴訟や調停) の機能ないしパフォーマンスを分析・記述し、さらに評価をも加えて、当該方式・機関の制度的・組織的・規範的構成および運用形態の改善に貢献しようとするものである。そこには、通常、紛争処理という活動を通じて社会をより適切・有効に制御していかうとする政策的関心と、他方、伝統的な法律学プロパーの理念枠組みの強烈な支配の痕跡を見ることができ。

もちろん、これら「紛争処理機関研究」の中にも、純粹に認知的関心からする経験的・実証的研究を標榜し、かつ社会的にもそのように認知されている研究も存在する。また法律学固有の規範的関心へのアンチテーゼとして科学的・実証的分析が志向されることも多い。事実、アメリカを中心として展開してきた「法と社会ムーヴメント」と呼ばれる過去数十年の法社会学の動きは、リアリズム法学の遺産を一部引き継ぎつつ、法律学プロパーへの対抗的要素を色濃く反映したものであった<sup>2)</sup>。しかしながら、後に詳しく見るように、これら「科学的・実証的紛争処理研究」の中にも、リーガリズムに根ざした諸神話の支配が否定すべくもなく及んでおり、現実にはそれが抵抗しようとした法学的・規範的紛争処理機関分析に「科学的・実証的」説得性を単に付加する形で取り込まれていく結果に留まっているのである。

この意味で現在の「紛争処理機関研究」の大半は、それが明示的に政策的・規範的関心を提示しているように、「科学的・実証的」分析を標榜しているように、「処理方式ないし機関のパフォーマンス改善・向上」を現在支配的な法文化

的価値理念の枠内で把握・定義し、結果的にそれを再強化していく方向に貢献していると言うべきなのである。

これに対し、「紛争過程研究」は、どちらかと言えば政策的・規範的関心への直接的志向は弱く、社会過程の動態に関する認識的関心が優越していると言つてよい。ここでは紛争状況における関係諸個人の活動動態に焦点が合わされつつ、様々な構造的・規範的要因や状況的要因の影響が分析されていくのであり、特定の紛争処理方式・機関はその際の利用可能な選択肢ないし影響要因のひとつとして相対化され背景化されるのである。

もちろんこの「紛争過程研究」の中にも紛争・苦情の発生過程や紛争処理機関が提供した「解決」の履行過程の分析のように、暗黙裡に政策志向的関心と結合したものもあるし、そこまで直接的でなくとも支配的な法文化的価値理念に拘束された概念や視角が無自覚に前提されていることもない訳ではない。しかし、先に述べた「紛争処理機関の相対化・背景化」により、「紛争処理機関研究」と比べそうした直接的な政策的関心や法文化的価値理念の支配は事実上より薄くなっていると言つてよいだろう。「紛争過程分析」が、その主要な知的淵源として近代的法制度の影響が小さい（とされた）地域での法人類学的紛争研究をモデルとしたことも、こうした傾向を促進する方向に作用した<sup>(3)</sup>ものと思われる。

さて、これら紛争研究のふたつの流れは、「紛争過程分析」によって明らかにされた紛争動態の構造ないし諸要因の相互関係と処理メカニズムを参考にしつつ、紛争処理手続き・機関のデザインおよびパフォーマンス改善を志向した「紛争処理機関研究」が展開されていくという形での協力関係に、基本的にはあつたと言つてよい。とりわけ伝統的な法的紛争処理機関を補充するものとして、また時には法的機関への批判的意義をも有するものとして提言された裁判外紛争処理機関のデザインが、法人類学研究の提示した治療的紛争処理フォーラムや調和的合意形成メカニズムをしばしばモデルとしていたことは、そうした協働関係の最も明白な表れである。また、紛争過程の展開のしかたに関

する実態分析は、紛争の適切な処理機関へのフローないしチャネリングを重要課題と考える「紛争処理機関研究」に不可欠の基礎データと知見を提供してきた。こうして紛争研究のふたつの流れは、政策的ないし政治的なレベルではADR運動（およびそれを反映した裁判研究）という動きを、知的・学問的には「法と社会ムーブメント」という動きを追い風として、相乗的に今日の紛争研究の隆盛を帰結してきたのである。

しかしまた、これらふたつの流れには互いに相容れない要素も存在していた。「紛争過程分析」を採る立場からすれば、大半の「紛争処理機関研究」における「紛争」の捉え方や「解決」の定義等は極めて粗雑なものに過ぎず、「紛争過程分析」が明らかにした認識的成果を自身の関心に沿って選択的に都合良く利用しているに過ぎないものと映る。また「紛争処理機関研究」の立場からすれば、「紛争過程分析」の微細なダイナミズム分析は機関デザインや制度改革に昇華させていくにはあまりにもミクロに過ぎ、緊急の政策課題には間に合わないものと映る。こうした対立的要素は、それぞれの論者の採る方法論的立場や価値意識をも反映し複雑に錯綜しつつ、紛争研究内部での様々な分岐を生み出してきたのである。

しかし現在、こうした紛争研究の隆盛と、ある意味でそれに必然的に伴う多様な分岐の結果として、紛争パラダイムそのものが大きな危機に瀕していると言っても過言ではない。

第一に、上述のごとく「紛争処理機関研究」、「紛争過程分析」それぞれの立場から見た互いの不十分さが露呈し、それを乗り越えたパラダイムへの要請が強まっているという状況がある。相互の批判はそれなりに理解できるとしても、両者をいかに結びつけて新しい枠組みを設定していくべきか、その際の鍵となる視角は何なのかについて生産的な試みを提起していくことが必要とされているのである。<sup>4)</sup>

第二に、政策志向を明示するものであれ、実証研究を標榜するものであれ、「紛争処理機関研究」が暗黙裡に措定

する基本的前提の裡に、近代以降の支配的な法文化イデオロギーの呪縛が及んでいることに起因する懐疑である。「紛争処理機関研究」が設定する諸概念、暗黙の前提、何を考察し何を考察しないかの選択等々、研究の根幹に関わる基本的な論点が問題として問いかけられているのである。CLSによる法律学プロパーのドクトリン研究に対する深く鋭利な異議申立てと根を同じくする批判が「紛争処理機関研究」にも向けられていると言ってよいであろう。<sup>(5)</sup>

第三に、やはり近代以降の「科学主義」「実証主義」「客観性」といった観念への根本的な懐疑がほとんどあらゆる学問分野で進行しつつある状況を背景に、実証的「紛争処理機関研究」はもちろん、「紛争過程分析」も含めて、その枠組みや視角の諸前提自体が問題視されるようになってきている点である。「経験的」でありつつ、同時に「批判的」であることはそもそも可能か、知の領域としての法社会学の役割・意義はどこにあるのかといった根源的な疑問を背景に紛争研究もその基盤から問題とされているのである。<sup>(6)</sup>

第四に、社会理論の領域で「構造」と「行為」ないし「実践」に関して、従来の枠組みを越えた視角が提供されつつあるのを受けて、構造機能主義へのアンチテーゼとして生成した「紛争過程分析」がその批判的役割を終え、そもそも「紛争」を研究の対象とすること自体問題視されるようになってきていることが挙げられる。かつて「紛争過程研究」をリードしてきた法人類学の分野でも、こうした傾向に触発されつつ「紛争過程分析」を越えるパラダイムを模索する動きが、一九八〇年代以降、活発に行われるようになってきているのである。<sup>(7)</sup>

もちろん、現在でもこうした批判的問題意識とは無関係におびただしい紛争研究が生産され続けているし、それに基づく紛争処理方式・機関のパフォーマンス改善へ向けた政策的提言も行われている。表面的には紛争パラダイムは危機に瀕するどころかますます隆盛を誇り安泰に見える。しかしながら、上述のような知的・社会的動向に真摯に対応していこうとする限り、現在の紛争研究パラダイムはもはや不十分きわまりないものと断ぜざるを得ない。一部の

論者が言うように紛争研究はもはや適切な研究テーマではないのだろうか？ 様々な知的・社会的動向を消化しつつ、紛争研究を新たな視角から再構成し、そこに意味を見出していくことは不可能なのだろうか？<sup>8)</sup>

本稿は、こうした問題関心を背景に、紛争研究パラダイムを最近の新たな理論動向に立脚しつつ脱構築していくための準備作業を行おうとするものである。次節では、紛争研究パラダイム批判の立脚点ともなっている最近の社会理論動向を踏まえ、私なりに「関係的实践」および「言説的支配と抵抗」という観念をベースとした新たな基礎的社会認識の骨組みにつき、簡単なスケッチをしていく。その上で、ふたつの紛争研究の流れのうち、「紛争処理機関研究」に限って、その枠組みに潜在する近代の法文化理念に根ざした神話的呪縛を検証し批判を加えていく。そして最後に、「紛争処理機関研究」が果たしてきた社会的役割を明らかにした上で、新しい方向への可能性にも触れておくことにしたい。

なお、今ひとつの紛争研究の流れである「紛争過程分析」についての批判的検討、およびふたつの流れの批判的検討の上に新たな紛争研究パラダイムを本格的に再構成していく作業については別稿に譲らざるを得ない点、予めお断りしておきたい。<sup>9)</sup>



## 二 紛争パラダイム批判の理論枠組み——「言説的構造」と「関係的実践」——

### (一) 秩序と紛争の再帰的融合性

紛争パラダイムへの批判の基盤にある視点は、基本的には社会における主体と構造ないしは実践と規範の関係に関する新たな理論動向と密接に関わるものである。ここでは、構造による主体の行為に対する拘束性・規定性といった視点や、逆に主体それ自体から発する創発的行為の前提といった視角を超えて、「構造化契機」と「変容化契機」ないし「被規定性」と「創発性」あるいは「支配」と「抵抗」がまさに融合的・共在的に、個々の実践主体の実践のなかに顕現するという視角がとられている。<sup>10)</sup> こうした構造と変容に直接関わる新たな視角は、当然に、「秩序と紛争」という紛争パラダイムのもつとも根底にある観念への反省をも促すことになる。ここでは、秩序と紛争の融合的性質、秩序状況のただなかに潜在する葛藤要素および紛争状況のただなかに潜在する構造支配要素を鋭く見抜き再定式化していくことが要請されてくるのである。以下、まずこの秩序と紛争の融合性につき検討していくことにしよう。

さて、紛争と秩序の区分が相対的なものであることは、「紛争過程分析」の流れに属する研究にとつてはむしろ常識に属する論点であり、政策的志向をもつ「紛争処理機関研究」の大半がこの「紛争を解決して秩序を回復する」という皮相的テーゼを内包していることへの批判のテコともなってきた認識である。この点は「紛争過程研究」の正当な指摘として積極的に評価できよう。<sup>11)</sup> しかしながら、また、単に秩序と紛争の相対性を指摘するだけでは未だ問題の半面を言い当てたに過ぎない。ここでの問題関心から見る限り、紛争と秩序の相対性とは、単に「その区分が不分明

である」「連続性をもつ」といった意味合いを超えてより深い意義を含意するものだからである。

すなわち、紛争過程のある時点／ある場において秩序要素と紛争要素は、図式的に言えば、たとえば主張・攻撃の仕方や問題の認識の仕方(何を問い何を問わないか)に関わる拘束が、まさに攻撃行為そのものを通して再認されるというように、相対的と言うより融合的に結合していると考えられなければならない。また逆に、紛争状況ではない平常的と思念される状況においても、個々の実践のなかには潜在的な支配―抵抗関係の再構成への不断の動き、すなわち紛争要素が、しばしばそれと意識すらされない形で存在しているのである。しかも、こうした秩序要素と紛争要素の融合は、個々のローカルな場面において当事者が不断に再構成していく、状況の実践感覚レベルでの、あるいはまた意識レベルでの解釈という行為を通じて生成する。すなわち、解釈を前提とするローカルな実践のなかで、秩序要素(構造)と紛争要素(抵抗/変容)が相互に再帰的・融合的に作用しながら、紛争状況であれ平常状況であれ、主体の意識そのものが構成されていくのである。紛争と秩序の相対性とは、まさにこのような深化された再帰的な意味において把握されねばならない。

このような意味における秩序と紛争の融合性をよりの確に理解するために、以下、実践主体の解釈を係留点としながら、構造と実践に関わる理論枠組みの骨格を、いまま少し詳しく構成していくことにしよう。

## (二) 言説的構造の支配と抵抗

さて我々が秩序要素と呼んだものは、そもそも何であろうか。我々の日常的実践は、一定の言説的な枠組みを通して理解されつつ生起していくものである。我々が無限定な状況のなかで、物や事象の意味を認識し、さらに自己を意

識していく際には、様々な構造化された言説がその枠組みを提供している。たとえば、「法制度は社会の秩序維持という重要な機能を果たしている」というテーゼをめぐって生産されるおびただしい言説群、訴訟記録、司法統計、法学論文、講義、弁護士の説明、行政機関の対応、マスコミ報道等々は、個々の実践者の実践感覚レベルおよび意識レベルでの状況解釈の枠組みとしてその解釈に一定の縛りをかけ支配性を及ぼしていくことになる。こうした様々なメインストーリームの構造化された言説は、その最も極限的な支配形態においては、個々の実践者にそれと意識されることすらなく、いわば「自然化」されつつ解釈実践を支配することになる。このような素朴な意味において、解釈的実践は言説的構造の支配を受けているのである。

しかしながら、言うまでもなく、これだけなら旧来の構造機能主義的な秩序観と大差はない。問題はここでの構造が「言説」としての性格を有している点である。構造は伝統的な秩序観のように、行為規定的な規範として行為に直接対応的に働きかけるものではない。言説として実践者の解釈のなかで、それ自体構成されつつ支配性を及ぼしていくのである。単なる「行為」ではなく「解釈的実践」に焦点が合わせられるのもこのことによる。すなわち、一方で言説的構造は、解釈的実践がディスプレイシヴなものである以上、それを「可能化」する不可欠の基盤であるとともに、まさにその事実によって実践に拘束的支配性を及ぼしていくのである。しかもまた、他方で言説的構造そのものも、個々のローカルな解釈的実践においてその都度それ自体再構成されることにより具現化されてくるものに他ならないのである。<sup>(12)</sup>

このことは、次のような重要な含意をもつ。つまり、言説的構造の支配は一義的・全面的なものではなく、個々の実践者の固有の状況に応じて、ローカルな場面ごとの無数のズレをそこに許容する (room for maneuver) という点である。個々の解釈的実践は、一方で既存の言説的構造に依存しそれを「消費」しながら、他方でその支配を巧妙

にすり抜けズレを生み出すことで「抵抗」し、ローカルな言説を「生産」していくのである。<sup>13</sup> ゲームが明示的なルールの存在によって可能になるとともに、個々のゲーム内のような「手」がルールを遵守しつつもそこに無数の意識的・非意識的戦略を生成していくのと同様である。この意味で言説的構造の支配という秩序要素は、それ自体の裡に紛争要素（紛争当事者各々の「抵抗」的解釈の許容性）を内包したものに他ならないのである。

しかし、また逆に、このことは言説的構造の支配性への「抵抗」も一面で秩序要素を孕んでいることを意味する。すなわち、ローカルな解釈的実践における創発的なズレの生成は、意味内容レベルないしローカルな状況像レベルでは固有の世界解釈を生み出しながら、同時にそれを可能にした基盤たる言説的構造を、まさに「抵抗」というその実践自体によって、構造レベルでは再認・再生産していくことになるからである。むしろローカルな「抵抗」の不断の繰り返しに伴って言説的構造も不断に再帰的に適応化していくことになるが、言説的構造それ自体の革新的再編を促すような解釈的実践はそうした無数の日常的解釈・抵抗の積み重ねの上で、初めて可能になるかもしれない現象と言わざるを得ない。

もちろん、こうした言説的構造の支配以上に、より強制的な物理的支配装置（たとえば紛争処理機関）の作用や統制を考慮することも重要であろう。しかし、そうした制度的・物理的支配装置も、必然的に言説的構造の支配を前提としており、そうした言説的支配が破れた時にその物理的支配性が露呈するものであることに留意しておくことが必要である。<sup>14</sup> この言説的構造の支配性を鋭く認識する作業なしに、制度的・物理的支配装置の批判的分析を行おうとしても、結果的にその批判自体が言説的支配構造の再認、再強化を帰結することにもなりかねない。この点は後に「紛争処理機関研究」に即して展開してみることにはしたい。もっとも成功した言説的支配は、まさにそれと気づかれないほどに「自然化」された言説的構造によるものであり、その支配性の鋭利な認識こそ法社会学の重要な課題と言うべ

きなのである。

さて、以上、言説的支配と抵抗の問題として秩序と紛争の融合性を再定式化してきたが、未だ論じられていない問題が残っている。すなわち、個々の実践者のローカルな解釈的実践においてズレ（「抵抗」）はいかにして生み出されてくるのか、実践主体とは何かという問題である。

### (三) 関係的実践と主体

従来の紛争研究においては、固有の価値・欲求性向をもち、様々な外的要因を活用し、あるいはそれに規定されつつ行動していくものとして、孤立的に設定されることが多かった。それはしばしば性別・年齢・職業・学歴といった要因群の集合体であったり、経済的利得の最大化を求める単純な個人であったり、せいぜい経済的利得と社会的名誉と調和的人間関係のバランスをとっていこうとする、しかし普遍的に抽象化され一般化され得る功利的個人に過ぎなかった。そこでは構造は主体と対時的に存立し、主体を拘束するか主体によって変容されるものとして二項対立的に指定されることになる。そして主体は、構造要因ないしデモグラフィックな社会的変数に還元されたり、あるいはア・プリオリに価値・欲求性向を保持する創発的だが孤立的な単位存在として設定されるのである。分析素材としてのデータ、ケース内の個人はともかく、分析の前提として提示される主体像はこうしたものであったと言つてよい。

しかし、これら個人としての歴史性を捨象され一般化された主体は現実の実践主体とはまったく異なる幻像に過ぎない。本格的な議論は別稿に譲らざるを得ないが、それは近代の「科学的」と称される知の言説的構造の支配に囚われた主体観に過ぎない。我々は、主体を彼／彼女なりの固有の個人史を有し、その連綿と続く実践の継起のなかで育

まれてきた様々な他者との固有の、しかもなお不断に再構成されつつある関係性のなかに位置づけられたものとして捉え直していく必要がある。個々の主体は、孤立的な価値・利害の追求と言うより、まさにこうした固有の関係の継時的構成のなかで、多様な他者を暗黙裡に志向した多志向的でローカルな解釈的実践を行う存在に他ならない。主体とは、まさに個人史的關係性のただなかで「主体化」される「主体 (subject = 臣民 / 主体)」なのである。

先に見た言説的構造も、まさにこうした固有の關係性の不断の構成過程を通じて、よりミクロには反復的な解釈的実践の継起を通じて、個々の主体の意識を構成し、かつそれによって構成されるものとして顕現してくる。しかも、この個人史的關係性は、言説的構造を主体に構成させていくのみならず、それら言説的構造をいかに実践のなかで活用し、抵抗し、再構成していくかについての実践主体の非意識的な「戦略的センス」をも同時に生成していく<sup>15</sup>。つまり、個々の主体は、個人史的關係性とその現場面での位置に依じて、一方で言説的構造の支配を受容しつつ、他方でそれへの意識的・非意識的な抵抗ないしズレを創出する戦略的なセンスをも獲得するのである。あるゲームに習熟する者が、ゲームそのものを反復することによって、ルールのみならず様々な状況に依じた「手」の活用の戦略的センスをも身につけていくのと同様である。

ただし、言うまでもなく、ここでの戦略的センスは、単なるゲームでの勝利や利得の最大化を目指してとられる目的志向的な戦術と同一視されてはならない。それがまさに他者との關係性のなかで生成されてくることを考えれば、たとえば利得の最大化を目指す目的志向的思考とのみ見えるものの背後で、実は意識的であれ非意識的であれ、個人史的關係性の総体との対話とも言うべき多志向的な配慮が瞬時に認識の構成を促しているはずである。ある問題に関して最も有効と思われる戦術は、しばしば主体の自己意識や關係性のあり方とは共存し得ず、選択肢としてもほとんど無意識的に回避されていることさえ多い。我々が、様々な個別的問題につき目的志向的に認識・決断をしている

と思つている際にも、実は自身の置かれた関係性への配慮を潜在させた「実践のセンス」が常にそこに介在しているのである。この意味で、主体は、ひとり自省的営みに従事している時でも、ダイアデミックな交渉に携わるときでも、常に歴史性と社会性のただ中で開かれた配慮を遂行していると言つてよいであろう。

実践の戦略的センスとは、まさに関係性のなかに係留された個々の主体が、言説的構造の支配をすり抜け、柔軟な、しかし無理のない固有の解釈を創出していくことを可能にしている。それによつて個々の解釈的実践は、コンティンジェントな創発性を内包するとともに、常に固有の関係性に体现される歴史性を帯びた構造との緊張に満ちた関わりを保持しているのである。かくして、その生み出す無数の戦略的ズレは、決して静態的な構造変数や状況の「客観的」要因にも、あるいは主体の個別的属性や目的志向的意思決定にも還元し得ない、それ自体ゆらぎつつあるローカルな固有性に根ざしたものと言ふべきなのである。

すなわち、日常的な解釈的実践とは、その本質において「関係的实践」に他ならず、また主体とは、実践のセンスを媒介として関係性と言説的構造によつて可能化され構成されるものに他ならないのである。

さて、以上、紛争パラダイム批判の基盤ともなるべき新たな社会認識の理論枠組みの骨格を構成してきた。ここまでの議論を簡単にまとめれば次のようになる。①紛争と秩序の融合性は、主体の実践的および意識的解釈を場として把握されるべきこと、②言説的構造は個々のローカルな解釈的実践を可能化しつつ、同時に解釈的実践を通じて不断に再認・再構成されていること、③言説的構造は個々のローカルな解釈的実践の「場・枠組み」としてそれを支配する一方、ズレの創出という抵抗を許容し、またそれによつて構造レベルの支配を再強化するものであること、④ローカルな解釈的実践における「抵抗」を方向づけ可能化しているのは、個々の主体の個人史的関係性に根ざす「実践の戦略的センス」であること、⑤個々の実践者主体は決して「構造」と対峙的に屹立するものでなく、一方で個人

史的関係性のなかに位置しつつ、他方で支配的「構造」と創発的「抵抗」が融合的に発現するサイトでもあること、以上である。次にこうした視点から見た紛争パラダイムの評価につき見ていくことにしよう。

#### (四) 紛争パラダイム批判と克服の方向

さて、秩序と紛争の融合性を、このように主体の解釈的実践を核としつつ再定式化したところから見れば、紛争パラダイムはどのように理解されることになるだろうか。基本的には紛争状況と平常状況は、上述した解釈実践が生起していることにおいて等値である。すなわち平常状況においても言説的構造の支配とそれへの抵抗という要素が存在していること、紛争状況でもそれが見られることでは相違はない。違いは、紛争状況においては解釈的実践が生み出す認識のある次元での差異が明確に意識化されているという点であろう。

こうした視角に立つ限り、紛争を、主体の単純に自律的な創発的活動を分析する格好の対象と見たり、秩序の回復・維持への政策的・批判的検討の対象と見たりする従来の紛争研究の視点は、言うまでもなく不十分なものと言わざるを得ない。構造と実践の関わりを的確に捉えていくためには、しかも「言説的支配／抵抗」関係への批判的意識をもって研究を進めるためには、むしろ構造の支配性がそれと気づかれることがないほど「自然化」された平常的・日常実践をこそ検証していくべきだ、紛争パラダイムから「支配／抵抗」パラダイムへと転換すべきだ、との批判もここから生じてくるのである。

さらに、今ひとつ重要な点は、こうした理論的立場が、必然的に法社会学研究というメタ言語実践それ自体にも再帰的に反省を促してくる点である。言うまでもなく、我々の研究実践も、一方で言説的構造の支配を受けつつ、他方



で言説的構造の再構成に貢献する、ある意味でより直接的なメタ解釈的実践に他ならない。それゆえ、我々自身を支配する、それと容易には気づかないほどに「自然化」された言説的構造への鋭利な自省が常に必要であり、いわば法社会学の法社会学という解釈的営みが伴っていないなければならないのである。この点でも、現在の紛争パラダイム、とりわけ「紛争処理機関研究」は、そうした自省的営みなしに無反省にある種の言説的構造の神話的呪縛に囚われているとして批判されることになるのである。

このように、現在の紛争パラダイムへの批判と疑念は、ひとつには構造と主体に関する社会認識のパラダイム転換を反映したものであり、また他方では、それら理論パラダイムの転換に必然的に伴う批判的志向に立脚したものだと言えるであろう。

私自身、こうした立場を基本的に共有するものである。しかしながら、紛争パラダイムは、もはやまったくその役割を終えたのだろうか。ここで展開してきた新たな理論認識を前提に紛争パラダイムを組み替え、いわば脱構築していく可能性はないのであろうか。

考えてみれば、紛争状況においても、すべての言説的構造の支配性が明確に意識化されているわけではなく、ある次元での解釈の差異をめぐって他の様々な言説的構造が再認識されていくことも当然にあり得る。また意識化された解釈の差異がいかなる形で変容されていくか、その過程に関し言説的構造の支配が及ぶことも当然であろう。そうであれば、「秩序と紛争の融合的理解」「支配／抵抗へのセンシビリティ」を前提とする立場に立ったとしても、また平常状況の研究の重要性を肯定するとしても、なお紛争それ自体は研究のサイトとして一定の意義を有していると言うべきである。問題は、従来の紛争パラダイムに内在する無反省な理論的、価値的前提を払拭した上で、新たな紛争研究パラダイムを構成していけるか否かであろう。

その際、とりわけ重要なのは、紛争という基本観念について、①当該状況における実践主体の実践感覚および意識的解釈の変容の観点から見ていくべきこと、②その際、個々の主体の解釈的実践における言説的構造の支配とそのゆらぎをも視野に含めていくこと、以上の二点が不可欠の要請となるだろうと思われる。

以下では、そうした方向へ向けての準備作業のひとつとして、紛争研究のふたつの流れのうち、より政策的志向が強く、それゆえ言説的構造の呪縛がより問題とされねばならない「紛争処理機関研究」について、解釈的実践に係留された我々の紛争理解を前提に、批判的に検討していくことにしよう。議論の焦点は、それら「紛争処理機関研究」の基本前提に内在する諸神話(言説的構造の支配)の批判的検証に合わされることになる。次にまず、「紛争処理機関研究」の諸前提を批判的に抽出・整理してみることにしよう。

### 三 紛争処理機関研究の諸前提の批判的検討

政策的志向が強く、とりわけ法学との親縁性を多分に有した「紛争処理機関研究」において、多くの場合当然の前提として「自然化」され、問われることさえほとんどないいくつかの前提が存在する。しかし、そうした前提それ自体が、ある時代・社会に固有の法と法的制度に関する言説構造に支配されたものであるとすれば、その掌中で行われる研究の批判的意義もコップのなかでの「抵抗」として意義薄いものに留まらざるを得ないであろう。<sup>16</sup> 研究というメタ言語的な実践においてこそ、そうした言説的構造の支配性に自省的な目を向けていく必要がある。以下、そうした視角から現在の「紛争処理機関研究」の諸前提の問題点を批判的に検証していこう。<sup>17</sup> もちろん、個々の研究には以

下の諸論点のいくつかを克服しているものもあるだろうが、ここでは一般的傾向として議論していくことを予め断っておく。

さて、「紛争処理機関研究」の多くは、紛争を機関の機能対象として、しかも固定的な社会的実体として捉える傾向がある。そこでは、紛争は、典型的には特定の財物（たとえば金銭的損害賠償）の帰趨等、何らかの価値・利害をめぐる対立が焦点化されたものとして捉えられるか、あるいは社会関係的コンフリクトが問題となる時でも、その徴表としての「対象化された葛藤論点」の表面的解消・修復の問題として捉えられるのが普通である。「実情に即した柔軟な解決」を図る裁判外紛争処理においても、「合意」をキーワードとして「自主的解決」を理想化しモラル言説的に「自然化」することによって、当事者の解釈的実践に内在するより深い構造的な「支配／抵抗関係」の要素を結果として回避・隠蔽してしまう。あるいは、それら構造的葛藤 (Root Cause) は言説的構造の支配のもとで認識すらされていないと言ふべきかもしれない。にもかかわらず、この機関における「焦点化された問題」の処理は安定的な秩序回復に貢献するものと当然に措定されているように思われる。

この見解に潜む第一の問題点は、紛争というものが、多くの場合、特定の財物の帰属や関係的葛藤の徴表的対立点等の問題に焦点化される個人の利害・価値の対立として固定的に思念されている点である。すなわち、当事者のローカルな解釈的実践とは関わりなく、紛争は「客観的」に「特定の価値・利害志向をめぐって焦点化された対立の問題」として研究者の視点から集約（矮小化）されているのである。このように紛争を特定の「客観的な実在」たる価値・利害の対立に集約する視点では、紛争がその継時的展開のそれぞれの場／時点において、当事者のローカルな解釈のなかで、より深く構造的な秩序要素と紛争要素の融合・反発を通して変容していく流動的な性格をもつものであることが見落とされてしまうことになる。

もちろん特定の価値・利害をめぐる選好や要求水準の変化という程度の流動性は前提されているとしても、紛争というものが当事者たちにとって単に「焦点化された問題」に留まらない「関係を支配する言説的構造への抵抗」や逆に「固有の関係性への配慮」をも含めたポリセントリックな解釈問題であることを理解するならば、それでは未だ不十分なことは明らかである。そこでは基本的に、紛争は当事者の「主観的」解釈とは独立の「客観的」ないし「普遍的」に把握され得る価値・利害の対立として、その意味で固定的に定義されてしまっているのである。

第二の問題は、紛争をこのように「客観的」「固定的」に捉えることの帰結として、紛争がまさに機関による処理の対象物と認識されてしまうことである。言うまでもなく、紛争を当事者の不断の関係的解釈実践に保留して見ているとする我々の視角から見れば、紛争の処理とは当事者自身が機関との接触や他の様々な他者との明示的／默示的接触のなかで構成していく継時的な解釈変容の問題に他ならない。紛争処理機関はそのセッションを通じ、当事者の解釈的実践への刺激ないし素材を提供するに過ぎず、それをいかなる意味に構成し紛争認識のなかに取り込んでいくかは当事者のローカルな実践次第なのである。しかし、多くの「紛争処理機関研究」にとって、紛争とは、当該機関が定義する問題枠組みに適合する価値・利害に関わる限りで「客観的」に存在する処理の対象——従って紛争処理機関が直接に処理可能な対象——に他ならず、それと適合しない当事者の認識や当事者自身の主体としての紛争定義は機関の機能範囲を超えるものとして考慮されない。ここでは、紛争処理機関が対象としての紛争を処理するのであって、機関利用者は紛争処理実践の主体というより問題となる価値・利害の帰属体としての意義を有しているに過ぎないのである。

第三の問題は、このように紛争を捉える結果として、当然に機関での最終的アウトプットをもって紛争が「解決」される、ないし「解決」されるべきである、という前提命題が措定されていることである。多くの「紛争処理機関研

究」にとって、「解決」の成否とその内容は最も重要な機関のパフォーマンスの指標と考えられている。効果的な「合意」によって、あるいは適正な「判断」によって、いかに成功裏に、しかも効率的に紛争を処理し得ているかは、機関側にとってその存在と運用を正当化するもつとも有効な判定基準であるし、「紛争処理機関研究」にとっても対象とする機関の制度的・組織的構成や運用状況を、肯定的に評価する場合も、批判的に分析し改善を提言する場合も、その論拠として用いられる論点である。しかし、個々の当事者自身の実践に視線を合わせる我々の立場から見れば、機関が提供する「解決」は、それ自体として「解決」であり得るはずがなく、当事者たちが自身の解釈的実践のなかに取り込み、さらに変容させていく重要だがひとつの「素材」であるに過ぎない。紛争処理機関は、言葉の最も広い意味で紛争を「処理」はできても「解決」はできないのである。

もちろん、このことは、紛争処理機関が機関セッション限りで「解決」を一般的に志向することをまったく否定するものではない。ただ、当事者の関係的実践を前提に見る限り、機関アウトプットが「解決達成」であった場合と「不調」であった場合の差が相対的なものに過ぎない点を是非とも認識しておく必要があるのである。事実、ローカルな実践の場では、「解決」と「不調」の実質的効果が逆転していることも決して珍しくはない。機関が提供した「解決」がそのまま履行されるのではなく、関係的な考慮や状況変化を踏まえ、それを素材にさらに調整的な交渉が進められることも、むしろ常態と言えるほどによく見られる現象である。また逆に、「判決」であれ「合意」であれ、「解決」が実質的な対立関係を隠蔽し抑制する作用をもつ場合があることも決して否定できないであろう。にもかかわらず、当事者の実践の介在をほとんど考慮することなく、「紛争処理機関研究」が機関のパフォーマンス評価の基準として表層的な「解決率」「合意成立率」や「履行の程度」を極端に重要視しているとすれば、それは紛争処理機関の「解決」神話の呪縛に、それ自体囚われていることを示すものと断ぜざるを得ないのである。

さて、第四に問題となるのは紛争処理方式・機関の形式的類型化の前提である。最も基本的な類型は、判断型紛争処理方式・機関と合意型紛争処理方式・機関の区分であり、合意から判断へと至る軸上に「手続きのフォーマリテイ／インフォーマリテイ」「強制的程度」等の要素が絡み合いながら類型化されていくのが通常である。ここでも、合意／判断という機関限りでのアウトプットに焦点が合わされることにより、機関セッション内外での当事者の実践は等閑視されている。実際には、セッションにおける当事者間の、また機関担当者との相互作用は、その状況に応じて極めて柔軟に変容し得る。たとえば、機関担当者のひとつの発言は、彼が形式的には調停者として定義づけられていようが判断者として定義づけられていようが、ある時と場において、当事者にとってまさに拘束的な「判断」としての意味をもつこともあれば、逆に単なる示唆程度にしか認識されないこともあり得るのである。「合意」がしばしばその過程における強制要素を内包するものであったり、逆に「判断」がその過程での協調要素を反映したものであったりすることも多い。またアウトプットとしての「合意」自体、本来的に対立的未決要素をその内部・周辺に含む開かれたものでしかない<sup>19</sup>。紛争処理機関の作用は、こうしたセッションにおけるミクロで柔軟な相互的解釈実践の積み重ねであり、決して、それ自体相対的なものであるアウトプットのみが排他的重要性を持つわけでもないし、途中の相互作用がひたすらそこへ収斂していくようなものでもないのである。

にもかかわらず、紛争処理方式・機関類型論は、このアウトプットの形式的類型（判断／合意）を出発点として、一定の手続き過程の特質を当該アウトプットに適合的なものとして固定的に意味づけていく。調停者役割や判断者役割等、機関担当者の実践も固定的にモデル化され標準化されていく。そして、「紛争処理機関研究」の多くは、ローカルな解釈実践に即した手続き自体の流動的適応の意義を見過ごして、「合意」アウトプットを促進する手続き構造／運用マニュアルや「判断」アウトプットを適正化する手続き構造／運用マニュアル等、ステイタックな定式化に

焦点を合わせているのである。

第五の問題は、紛争類型と処理方式・機関類型のマッチングという前提である。先に見た紛争の固定的・客観的定義は、必然的に紛争それ自体のなかに様々な下位類型が存在するとの発想に結びつく。そして、こうした多様な「紛争類型」は、また当然にそれぞれに適した紛争処理方式・機関があるとの発想につながっていく。こうして各種紛争処理方式・機関は、それぞれ一定の属性によって特徴づけられた一定の紛争類型との適合性を暗に前提としながら、適切な紛争のチャネリングが課題とされることになる。<sup>(20)</sup>「紛争処理機関研究」においては、これら機関手続きの類型に応じた適合性の検証と機能評価、そして各紛争処理方式・機関間での紛争フローの効率的な制御が問題とされていくことになる。しかし、既に述べた当事者の解釈実践（紛争の意味づけと広がり）の流動性、手続き過程の柔軟な適応化等を考慮するなら、こうした固定的な類型化と機能分担という前提には大きな疑問を感じざるを得ない。むしろ、深い構造的葛藤を反映した当事者の解釈的実践を無視し、「合意」や「権利」という一種のモラル言説による差異化・構造化を前提に、言説的支配・制御を及ぼしていく効果を結果的には果たしているのではないだろうか。

以上を総合すれば、「紛争処理機関研究」における基本的前提命題の含意が明らかとなる。それは、除去されるべき攪乱現象としての紛争、達成されるべき秩序、そしてその「解決」機能を担う紛争処理機関と効率的な制御のための機能分担という図式、そしてさらにこの社会制御図式が現実にも機能的であり可能であるという素朴な信仰である。そこでは研究者の視線は、当事者とそのローカルな実践ではなく、「紛争を上から処理する (Dispute Processing) 側」のポジションに合わされている。「紛争処理機関研究」におけるこれら傾向はどのように位置づけられるべきだろうか。そうした研究は言説的構造との関係でいかなる役割を果たしているのだろうか。最後に、これにつき批判的に評価した上で、「紛争処理機関研究」の組み替えの方向性についても示唆しておくことにしたい。

#### 四 言説構造の支配と「紛争処理機関研究」の方向

これら紛争処理機関およびその研究をめぐる「常識」としての諸命題群は、その最も基底においては、近代に固有の「主客分離」「操作主義」等に特徴づけられる「科学／知の言説的構造」に基礎づけられたものと言えよう。また、より直接的には、広義の法および法制度をめぐる社会制御主義的な言説的構造の一部を構成するものであり、さらにしばしば狭義の法律学的言説が概念の類型化等の細部において色濃く影響していることも否定できない。

一般的には、これら「紛争処理機関研究」——とりわけ裁判外紛争処理機関研究——は、狭義の法律学的言説への対抗的志向を有しており、伝統的な訴訟制度に代替する紛争処理の機能性を主張し「自律」と「合意」を強調しつつ、その推進・改良に貢献しようとしてきたものである。しかし、こうした表面的な法制度／訴訟制度への対抗性の蔭で、実はそれと極めて類似した言説の論理構造がそこにも見られることを見逃してはならない。ちょうどリベラル・リーガリズムが、自律的個人に帰属する「権利」の言説を通して、法・法制度および法的推論（判断）過程の中立的・公平的・普遍的性格を前提とする言説構造を「自然化」していったのと同じように、代替的紛争処理機関をめぐる言説は、やはり基本的に機関の処理機能を自律的個人による「合意」という虚構に基礎づけつつ、その中立的・公平的自己像を「自然化」していったのである。「合意」を核として、それに適合的な手続き／組織構成／処理対象を固定的に定義づけていく「紛争処理機関研究」の動きは、まさに「権利」を核として、緻密ではあるが虚構的な法手続き／法制度を設計してきた法学的言説の動きといささかも変るところがない。それは等しく、内部的な支配／従属要素（当事者の解釈的実践の無視・抑圧）を言説的に中和・隠蔽する作用を果たしていると言うべきであろう。こ



の点では、政策志向的研究であれ科学的・実証的研究であれ変りはない。

かくして「紛争処理機関研究」は、いかに伝統的法制度への対抗的スタンスを維持するにせよ、その背後に潜む御主主義的であるとともに普遍・中立的な言説構造を、その批判対象と共有していることになる。当事者の自発的・協調的「合意」の神話——それが現実でありかつ実効的であるという神話——は、まさに機関セッションを通じた極めて多様でミクロな言説的抑圧要素を「自然化」していくものとして、従来の「権利」の言説と等値なのである。

このように見てくれば、「紛争処理機関研究」という言語的实践が果たしてきた作用は、決して伝統的法制度の言説構造の支配性を批判することではなく、まさに「代替的」な言説を付加することによって——しかもしばしば「科学的・実証的」という正当化論理の装いをもって——、法言説が果たしてきた支配性要素をむしろ再認し補助的に再強化するものだったと言うべきであろう。それは微細な「抵抗」ではあったかもしれない。しかし、研究者自身も取り巻く「常識的」言説の支配性への鋭利な自省をそこに見出すことはできないのである。

こうして「紛争処理機関研究」が紛争処理をめぐる神話的言説構造を再強化する結果、当事者自身もそうした言説を「自然視」するようになる。多くの紛争当事者および個人は、紛争処理機関はまさに「紛争」を「解決」して「くれる」ものとの期待的解釈を一般に有するのである。しかし、紛争処理機関研究者とは異なり、これら日常実践主体にとっては言説の網はより粗くより曖昧であり、従って「抵抗」の余地 (room for manoeuvre) はより広い。彼らの「紛争」認識は機関の定義する「紛争」より広く、「解決」の意味もより広いのが普通である。この意味で彼らの紛争状況における解釈実践自体、支配的言説構造への「抵抗」の継起を内在させていると言える。こうした機関側から見れば「過剰期待」とも言うべき当事者の「紛争」および「紛争処理機関機能」の解釈は、機関との接触により直ちに縮小を強いられることになる。その結果、当事者は機関セッションの意義を相対化させ、逆にしばしば「過少

期待」と言うべき意義しかそこに見出さなくなつて、自身の解釈実践のなかでさらなる「抵抗」を試みることになる。<sup>(21)</sup>そして、この当事者たちの「したたかな」実践のなかにこそ、紛争処理機関の作用を、この研究領域において「常識化」され「自然化」された言説構造の支配に囚われることなく検討していく鍵が隠されているのではないだろうか。

「紛争処理機関研究」が、現在の知と学とそしてポリティクスをめぐるチャレンジな状況のなかで、言説的構造の支配の再認を超えて真に批判的な意義を獲得していこうとするなら、これら人々が機関との接触においてそのローカルな解釈的実践をいかに言い、「抵抗」し、あるいは「屈伏」しているのかを微細に検証していく必要がある。<sup>(22)</sup>「紛争処理機関研究」は、その視線を、現状肯定的であれ批判的であれ、制御主義的な機関設営者／社会制御者の視点から日常的実践者の視点へと移すべきなのである。それは、市井の人々の機関利用という「消費」の形をとつた「生産」に目を向け、紛争処理機関の廊下や戸口で囁かれる「聞かれることのない声」に我々の耳を傾けていくことなのである。

(一) 上の Dispute Process 研究と Dispute Processing 研究の区分については、Francis G. Snyder “Anthropology, Dispute Processes and Law: A Critical Introduction” *British Journal of Law & Society* Vol. 8-2 141 (1981) 参照。また紛争研究における「機関志向アプローチ」と「過程志向アプローチ」の比較と評価ならびに関係づけにつき、拙著和田仁孝『民事紛争処理論』(信山社、一九九四年)第一章。

(二) Law & Society Movement についての論文として、Lawrence Friedman “The Law and Society Movement” *Stanford Law Review* Vol 38 763 (1986) 及び Susan S. Silbey and Austin Sarat “Critical Tradition in Law and Society Research” *Law & Society Review* Vol. 21-1 165 (1987). 特に後者はCLSの批判等をも考察しながら新たな方向を提示しようとしている点で参考になる。

- (3) 初期法人類学が、その研究フィールドを植民地状況化での西欧法制度から極めて自律的なものとして分析していったのに対し、一九八〇年代以降、両者の相互構成的側面を強調する枠組みへと移行していることにつき、Sally Engle Merry “Legal Pluralism” *Law & Society Review* Vol. 22-5 869 (1988).
- (4) 未完成ながらひとつの試論的試みとして、前掲拙著『民事紛争処理論』第一、二章。
- (5) サラットは、ゴルドバーグ、グリーン、サンダーによる紛争処理に関するテキストへの書評論文のなかで、こうした傾向をニュー・フォーマリズムとして鋭く指摘しており、本稿での議論とも軌を一にするものである。Austin Sarat “The “New Formalism” in Disputing and Dispute Processing” *Law & Society Review* Vol. 21-5 695 (1988), Goldberg, Green and Sander (eds.) *Dispute Resolution* (Little Brown, 1985). またこの議論の中心となった点については、Robert Gordon “Critical Legal History” *Stanford Law Review* Vol. 36 57 (1984).
- (6) これら関心は、CJISの動きと親縁性をもたしつつも独自の展開を示すアムホースト・セミナー・グループに属する法社会学者、法人類学者に共通の問題意識である。とりわけトゥルーベック、エッセサーと彼らとの間で交わされた論争が参考になる。David M. Trubek and John P. Esser “Critical Empiricism in American Legal Studies: Paradox, Program, or Pandora’s Box?” *Law and Social Inquiry* Vol. 14-1 15 (1989) 以下“From ‘Scientism without Determinism’ to ‘Interpretation without Politics’” *Law & Social Inquiry* Vol. 15-1 171 (1990), Christine B. Harrington and Barbara Yngvesson “Interpretive Sociolegal Research” *Law & Social Inquiry* Vol. 15-1 135 (1990), Austin Sarat “Off to meet the Wizard: Beyond Validity and Reliability in the Search for a Post-empiricist Sociology of Law”, *Law & Social Inquiry* Vol. 15-1 155 (1990). 以下阿部昌樹「批判法学と法社会学」大阪市立大学法学雑誌第四〇巻第四号（一九九四年）参照。またアムホースト・セミナー・グループの主張については、*Legal Study Forum* Vol.9-1 (1985) の特集号の諸論文参照。またセミナーの成果についても続々と刊行されている。The Fate of Law (1991), Law’s Violence (1992), Law in Everyday Life (1993), The Rhetoric of Law (1994) 以下Austin Sarat and Thomas R. Kearns (eds.), Univ. of Michigan Press 以下。他アムホースト・グループを含む解釈的パースペクティブを批判するものとして、Neal Milner “Rights, Politics, and Judgement: Limits of Interpretive Legal Scholarship” *Studies in Law, Politics and Society* Vol. 11 255 (1991).
- (7) この展開を概念的に示したもののとして、June Starr and Jane F. Collier “Introduction: Dialogues in Legal Anthropology” in June Starr and Jane F. Collier (eds.) *History and Power in the Study of Law: New Directions in Legal*

- Anthropology* (Cornell Univ. Press, 1989). また「紛争過程分析」の功利主義的バイアスを批判するものとして John L. Comaroff and Simon Roberts *Rules and Process: The Cultural Logic of Dispute in an African Context* (Univ. of Chicago Press, 1981).
- (8) 従来の紛争パラダイムを補正し、それを新たな視角から再構成して分析しようとする試みたモノグラフとして、Barbara Yngvesson *Virtuous Citizens, Disruptive Subjects: Order and Complaint in a New England Court* (Routledge, 1993).
- (9) 紛争過程分析の批判的検討については、拙稿和田仁孝「法人人類学の変容と「合意」批判の方向性」榎瀬孝雄編『紛争処理における法と合意』(ミネルヴァ書房、近刊)。
- (10) これら社会学理論の動きとつづいての議論の下敷となつてゐるのは、次のような文献である。Michel de Certeau *The Practice of Everyday Life* (Univ. of California Press, 1984, translated by Steven Rendall), Pierre Bourdieu *Outline of a Theory of Practice* (Cambridge Univ. Press, 1977, translated by Richard Nice), Anthony Giddens *Central Problems in Social Theory: Action, Structure and Contradiction in Social Analysis* (Univ. of California Press, 1979) 以下 *New Rules of Sociological Method: A Positive Critique of Interpretative Sociologies* (Stanford Univ. Press, 1993 2nd ed.), James C. Scott *Weapons of the Weak: Everyday Forms of Peasant Resistance* (Yale Univ. Press, 1985) 以下 *Domination and the Arts of Resistance: Hidden Transcripts* (Yale Univ. Press, 1990), Sherry B. Ortner "Theory in Anthropology since Sixties" *Comparative Studies in Society and History* Vol. 26 126 (1984), Rosemary J. Coombe "Room for Manoeuvre: Toward a Theory of Practice in Critical Legal Studies" *Law & Social Inquiry* Vol. 14 69 (1989)。
- (11) この点は我が国でも千葉正士教授がいち早く理論化されたところである。さしあたり千葉正士『法と紛争』(三省堂、一九八〇年)。
- (12) こうした認識はギデンスの「構造の二重性」という概念と照応するものである。
- (13) 「消費」という形の「生産」という認識はセルターによる。
- (14) この点につきブルデューの象徴暴力の理論が有益である。Pierre Bourdieu *Outline of a Theory of Practice* op. cit., p.190 以下参照。
- (15) ブルデューは、「構造」と「実践」を媒介する「ハビトゥス」という概念によって、これら歴史的関係総体の産物であると同時に「実践のセンス」の産出・活性化原理でもあるものを概念化している。Pierre Bourdieu *ibid.*, p.72 以下参照。

- (16) 私自身、「制度理念の呪縛」という概念により、「紛争処理機関研究」のこうした傾向を批判している。前掲拙著『民事紛争処理論』第一章第一節「制度理念の呪縛」一頁以下。また Austin Sarat “The ‘New Formalism’ in Disputing and Dispute Processing” *op. cit.* 参照。またこうした傾向は、いわゆるギャップ研究として、表面的には既存の法と法制度への批判性を有しながら、実は法制度に関する理想的機能化が可能であり、また実現していくべきだという「神秘化」を結果的にもたらずもこのように批判される。Austin Sarat “Legal Effectiveness and Social Studies of Law: On the Persistence of a Research Tradition” *Legal Study Forum* Vol. 9-1 23 (1985).
- (17) この他「紛争処理機関研究」の中核をなすADRムーブメントへのアムハースト・セミナー・グループの法人類学者からの評価・批判として Sally Engle Merry “Disputing without Culture: Review Essay of Dispute Resolution” *Harvard Law Review* Vol. 100 2057 (1987) 444頁 Barbara Yngvesson “Disputing Alternatives: Settlement as Science and as Politics” *Law & Social Inquiry* Vol. 13-1 113 (1988).
- (18) 紛争処理機関評価に用いられる様々な指標とその枠組みを検討する論文として、Kem Lowry “Evaluation of Community Justice Programs” in Sally Engle Merry and Neal Milner (eds.) *The Possibility of Popular Justice: A Case Study of Community Mediation in the United States* (Univ. of Michigan Press, 1993) 89. なお、この文献は、批判的視角も含めてサンフランシスコのコミュニティ・ボードを中心に検証する論文集である。
- (19) 「合意」につき「関係的实践」概念に基礎づけつつ、その開放的・展望的性格について論じたものとして、前掲拙著『民事紛争処理論』第五章第三節「合意の力動性」一五三頁以下。
- (20) いわゆる紛争処理機関への「アクセス」が問題にされる際、「アクセス」によって提供され獲得されるものが何かについて自省的な検討が加えられることはほとんどなく、多くの場合、ここで挙げた既存の機関の処理・運用に関する基本前提が「自然化」され、それが社会にとつても当事者にとつても善であるという「素朴な信仰」が見られる。
- (21) この当事者が期待としても「紛争解決」解釈と紛争処理機関側および「紛争処理機関研究」が指定する「紛争解決」概念との間の意味的断裂（期待の「過剰性」と「過少性」）、およびその結果としての機関利用当事者の認識変容について、前掲拙著『民事紛争処理論』一六九頁以下。
- (22) アムハースト・グループに属する、あるいは親縁性をもつ研究者の研究のなかに、こうした方向へ向けての試みが見られる。たとえば Austin Sarat “The Law is all over: Power, Resistance and Legal Consciousness of the Welfare Poor” *Yale*

*Journal of Law and Humanities* Vol. 2-2 343 (1990), Austin Sarat and William L.F. Felstiner “Lawyers and Legal Consciousness: Law Talk in the Divorce Lawyer’s Office” *Yale Law Journal* Vol. 98 1663 (1989), Barbara Yngvesson *Virtuous Citizens, Disruptive Subjects* *op.cit.* 44-45 “Inventing Law in Local Settings: Rethinking Popular Legal Culture” *Yale Law Journal* Vol. 98 1689 (1989), “Making Law at the Door Way: The Clerk, the Court, and the Construction of Community in a New England Town” *Law & Society Review* Vol. 22-3 409 (1988), Christine B. Harrington and Sally Engle Merry “Ideological Production: The Making of Community Mediation” *Law & Society Review* Vol. 22-4 709 (1988), Carol J. Greenhouse “Courting Difference: Issues of Interpretation and Comparison in the study of Legal Ideology” *Law & Society Review* Vol. 22-4 687 (1988), Sally Engle Merry “The Discourse of Mediation and the Power of Naming” *Yale Journal of Law and Humanities* Vol. 2-1 1 (1990).